

## 社会福祉法人わらしべ会 役員等の報酬等および費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人わらしべ会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員等の報酬並びに費用弁償についての必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員および苦情解決第三者委員をいう。
- (3) 理事長とは、この法人を代表する者をいう。
- (4) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び参加費等の経費であつて、報酬等とは明確に区分される。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、苦情解決第三者委員会、並びに行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という）への出席に係る職務執行の対価として支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬等を支給する。
- 3 評議員及び役員員の退任慰労金については、別途定める。

### (常勤理事及び理事長の報酬)

第4条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤理事及び理事長については、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の額の決定)

第5条 法人が支給する役員等（職員としての給与が支給される者は除く）への報酬の額は、別表1のとおりとする。

- 2 報酬の総額は、各号に定める総額の範囲内とする。
  - (1) 全評議員の報酬総額は、退任慰労金を除いた年間50万円以内とする。
  - (2) 全理事の報酬総額は、退任慰労金を除いた年間300万円以内とする。
  - (3) 全監事の報酬総額は、退任慰労金を除いた年間10万円以内とする。
  - (4) 全評議員選任・解任委員の報酬総額は、年間5万円以内とする。
  - (5) 全苦情解決第三者委員の報酬総額は、年間5万円以内とする。

### (報酬等の支給日)

第6条 非常勤理事長の報酬は、毎月25日に支払うものとする。ただし当該日が日曜日、土曜日又は休日

に当たるときは、その前日に支払うものとする。

- 2 理事長以外の役員等の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。(費用)

第8条 役員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、職員としての立場を有する常勤理事に対して旅費規程に基づき旅費等が支払われる場合は、会議等への出席に係る費用の支払いは行わない。

- 2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

別表第1 役員等の報酬の額（第5条関係）

役 職 名	報酬の額（源泉徴収後の額）
理 事 長	月額 150,000円
評 議 員	会議等への出席の都度5,000円
非常勤理事	会議等への出席の都度5,000円
監 事	会議等への出席の都度5,000円
評議員選任・解任委員	会議等への出席の都度5,000円
苦情解決第三者委員	会議等への出席の都度5,000円

\*法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤理事及び理事長については、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。（第4条）

別表第2 費用（第8条関係）

事 項	費用弁償額
研修会等への出席 （公共交通機関利用）	自宅から研修会等開催場所への公共交通機関 運賃実費額
研修会等への出席 （自家用自動車等利用）	自宅から研修会等開催場所への往復距離に応 じ、1kmにつき28円とする。
道外出張	法人職員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行 に必要な経費 （研修会出席負担金、資料代等）	職務執行に必要な額

未使用 参考

別表第2費用（第7条第1項関係  
事項 費用弁償額

研修会等への出席

（公共交通機関利用） 自宅から  
研修会等開催場所への公共交通  
機関運賃実費額

研修会等への出席

（自家用自動車等利用） 自宅から  
研修会等開催場所への往復距離  
に応じ、1kmにつき20円とする。  
ただし、次の各号に掲げる区分に  
ついては、当該各号に定める額と  
する。

(1) 旅行が行程2キロメートル以上  
8キロメートル未満の場合 160円

(2) 旅行が行程8キロメートル以上  
16キロメートル未満の場合 320円

県外出張 法人職員旅費規程に  
定める額

上記のほか、職務執行に必要な経  
費（研修会出席者負担金、資料代  
等） 職務執行に必要な額



別表第2費用（第7条第1項関係）

事項

研修会等への出席  
（公共交通機関利用）

研修会等への出席  
（自家用自動車等利用）

費用弁償額

自宅から研修会等開催場所への公共交通機関運賃実費額

自宅から研修会等開催場所への往復距離に応じ、1kmにつき20円とする。ただし、次の各号に掲げる区分については、当該各号に定める額とする。

(1)旅行が行程2キロメートル以上8キロメートル未満の場合 160円

(2)旅行が行程8キロメートル以上16キロメートル未満の場合 320円

県外出張

上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）

法人職員旅費規程に定める額

職務執行に必要な額

